

手続きの流れ（申請から助成を受けるまで）

<申請前にご確認ください>

- 賃貸住宅の場合、貸主（大家）にエアコン設置の承諾を得てください。
- 同じ住宅に住む複数世帯からの申請は認められません。（同じ住宅に2台以上の設置はできません。）

① 事前相談

助成を希望される方は、コールセンターに連絡し、事前相談及び訪問調査の日程調整を行ってください。

※ 購入資金がない場合

区から交付する助成金をエアコン販売店舗へ直接支払うこともできます。
希望される方は事前相談の際にお伝えください。

② 訪問調査・申請

申請期限：令和8年10月30日（金）

調査員が訪問し、自宅にエアコンが1台もないこと又は使用できるエアコンがないことを全ての部屋を見て確認します。

訪問調査の結果、助成対象となる場合、調査員より申請書をお渡しします。
その場で必要事項を記入の上、提出してください。

③ 助成決定通知書等の受領

区が審査の上、「助成決定通知書」及び請求書類を自宅に送付します。

④ エアコンの購入・設置

助成決定後に、販売店でエアコンを購入し、自宅に設置してください。
販売店からエアコン本体購入費や設置費等の内訳がわかる領収書及び納品書等を受領してください。

⑤ 請求書・領収書等を提出

提出期限：令和8年12月28日（月）

「助成決定通知書」に同封の「請求書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、販売店から受領した領収書・納品書等の写しと併せて提出してください。
⇒原則、区に届いた翌月末までに、請求書に記載の口座にお振り込みします。